

2023年7月14日

各位

会社名 トナミホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 和夫
(コード 9070 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 経営管理グループ担当 佐藤 公昭
(TEL 0766-32-1855)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付会社法第 370 条に基づく取締役会決議に替わる書面決議において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2023年8月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,825 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	33,775,000 円 (内訳) 当社の取締役(当社子会社の取締役兼任者5名を含み、社外取締役を除きます。) 5名 3,088,000 円 当社子会社の取締役(当社の取締役兼任者5名を含み、社外取締役を除きます。) 15名 30,687,000 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(当社子会社の取締役兼任者 5 名を含み、社外取締役を除きます。) 5名 640 株 当社子会社の取締役(当社の取締役兼任者 5 名を含み、社外取締役を除きます。) 15名 6,360 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、有価証券通知書を提出しております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2023年6月1日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、同じとします。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。なお、2023年6月29日開催の第103回当社定時株主

総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式の交付のために当社の取締役に対して年額 25 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年 2,500 株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。また、当社子会社であるトナミ運輸株式会社における 2023 年 6 月 16 日開催の第 15 回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式の交付のためにトナミ運輸株式会社の取締役に対して年額 100 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年 10,000 株以内の譲渡制限付株式を交付すること等について承認されております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各取締役の職責の範囲その他の諸般の事情を勘案し、当社の取締役に対し、本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件として金銭報酬債権を支給することを決議しました。また、当社の子会社であるトナミ運輸株式会社においても、同様に、同社の取締役(社外取締役を除きます。以下、同じとします。なお、当社の取締役および当社子会社の取締役を、総称して、または個別に、以下、「対象者」といいます。)につき本制度を導入しており、同社の取締役に対し、本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件として、金銭報酬債権を支給することを決議しました。さらに、当社は、対象者に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は各社の取締役を退任する日までとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2023年8月14日から当社(当社子会社の取締役については、当社子会社)の取締役を退任する日までの期間とし、対象者は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象者の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部(ただし、下記(3)②により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部)について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社はみずほ証券株式会社を予定している。

(5)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値4,825円といたしました。なお、監査役全員(4名、うち2名は社外監査役)より、当該処分価格は特に有利な処分価額には該当しない旨の意見表明がなされていることを確認しており、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以 上